（港則法施行規則の一部改正）

第二条　港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　通則（第一条―第二十一条の二） 第二章　各則 第一節　釧路港（第二十一条の三・第二十一条の四） 第一節の二～第十三節　（略） 附則	目次 第一章　通則（第一条―第二十一条） 第二章　各則 第一節　釧路港（第二十一条の二・第二十一条の三） 第一節の二～第十三節　（略） 附則
（適用除外等） **第二十一条**　（略） 2　あらかじめ港長の許可を受けた場合については、第九条第一項、第二十一条の四、第二十七条、第二十七条の二第四項、第二十七条の三第二項及び第三項、第三十条、第三十一条、第三十四条、第三十七条並びに第四十七条の規定は、適用しない。 **第二十一条の二**　内航海運業法施行規則（昭和二十七年運輸省令第四十二号）第九号様式備考1括弧書の船舶に関する第四条第一項及び第四項、第八条の二、第二十七条の二第四項、第二十七条の三第二項、第二十九条の二第三項、第三十八条第一項第六号、第四十三条第一項、第四十六条第一項、第四十七条第三項、第五十条第一項並びに別表第一（帆船に係る規定を除く。）、別表第二及び別表第四の規定の適用については、これらの規定中「五百トン」とあるのは、「五百十トン」とする。 **第二章**　各則 **第一節**　釧路港 **第二十一条の三・第二十一条の四**　（略）	（適用除外） **第二十一条**　（略） 2　あらかじめ港長の許可を受けた場合については、第九条第一項、第二十一条の三、第二十七条、第二十七条の二第四項、第二十七条の三第二項及び第三項、第三十条、第三十一条、第三十四条、第三十七条並びに第四十七条の規定は、適用しない。 （新設） **第二章**　各則 **第一節**　釧路港 **第二十一条の二・第二十一条の三**　（略）

（港湾運送事業法施行規則の一部改正）

第三条　港湾運送事業法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第二条第一項第四号の総トン数） **第三条の二**　法第二条第一項第四号の国土交通省令で定める総トン数は、五百トン（内航海運業法施行規則（昭和二十七年運輸省令第四十二号）第九号様式備考1括弧書の船舶にあつては五百十トン）とする。	（法第二条第一項第四号の総トン数） **第三条の二**　法第二条第一項第四号の国土交通省令で定める総トン数は、五百トンとする。

（港湾運送事業報告規則の一部改正）

第四条　港湾運送事業報告規則（昭和五十三年運輸省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。